

## 「小さな司法」

1991 年秋に、ドイツ連邦憲法裁判所キューリンク判事が、最高裁判所、東京高等裁判所や札幌高等裁判所を訪問した後に、「日本の司法は小さい」と述べたことから、木佐が、この語を「**小さな司法**」としてキーワード化した。この語の文献上の初出は、同判事を日本に招聘した日本民主法律家協会によるシンポジウムを記録化した同協会の機関誌『法と民主主義』264 号（1992 年）に、に、「司法改革が根づく条件は・・・」（50～53 頁）として寄稿し、後に、札幌弁護士会編『市民と歩む裁判官 — ドイツと日本の司法改革』（北海道大学図書刊行会、1993 年）144～154 頁に転載され、以後、一気に拡散した。

例えば、東京弁護士会期成会は、『現代司法の病理と処方 — 「小さな司法」からの離陸をめざして』（1995 年刊行）において、サブタイトルに「小さな司法」を援用した。（この冊子は、次のリンクに示す）

この冊子に掲載された拙稿では、司法改革が行われると、改革を進める良心的な弁護士はかえって経営面で「**返り血**」を浴びるであろうと書いた。司法改革は実現されず、司法制度改革という名は付いたが、裁判官増員や検察官増員も、司法予算の大幅拡大や庁舎の市民化を欠くものとなった。弁護士増員という結果はあったが、裁判所を利用したいと望む者が減少する中で、弁護士が受けた「返り血」は想定どおり大きく目立つものとなった。